

広島県告示第四百四十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の  
成果を次のとおり認証した。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行った者の名称

廿日市市

二 調査を行った期間

平成十七年五月から平成二十六年十月まで

三 成果の名称

廿日市市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

廿日市市飯山の一部（五〇三地区）

五 認証年月日

平成二十七年七月一日